全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定

（総　　則）

第１条　全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会は、毎年２月に実施する。

第２条　実施会場・日時は、その年ごとの四国吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第３条　このコンテストは、四国内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、あわせて全日本アンサンブルコンテスト予選も兼ねるものとする。

第４条　その年度の全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の実施案は第二事業部会で作成する。

（実施部門および参加人数）

第５条　実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加する。
（１）中学生の部　（２）高等学校の部　（３）大学の部　（４）職場・一般の部

第６条　各アンサンブルの編成は、３名以上８名までとし、県大会と同一メンバーとする。

（資　　格）

第７条　各部門の参加資格は四国吹奏楽連盟に登録された加盟団体に属するグループで、次の通りとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することを認めない。

（１）中学生の部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※１の参加は認める。）

参加形態は以下のとおりとする。

①　単独校　従来どおりの参加形態。

②　合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③　地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※１、中学生※２で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

（２）高等学校の部

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

（３）大学の部

構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（４）職場・一般の部

構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※１　小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※２　中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

２　その他、第７条第１項⑴－②、③に該当しない団体の参加については、第二事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第８条　参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

（演奏・審査・表彰）

第９条　演奏は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
（１）同一パートを２名以上の奏者で演奏することは認めない。
（２）独立した指揮者を認めない。
（３）参加グループは全パート記入のスコアを提出する。

第１０条　参加グループは自由曲１曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も１曲とみなす。演奏する曲は県大会・四国支部大会を通じて同一の曲でなければならない。

第１１条　著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。
（注）１）作曲者の死後およそ７０年を経ていない大半の作品には著作権が存在する。
２）編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

第１２条　演奏時間は５分以内とする。これを超過した場合は失格とし、審査対象としない。

第１３条　部門順序・出演順序は第二事業部会で決定する。

第１４条　このコンテストの審査員は各県理事長より候補者（四国外の専門家）を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として７名とする。
審査方法は理事会の定める全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会審査内規による。

第１５条　表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

（代　表　の　選　出）

第１６条　全国大会への四国支部代表は次の通りとする。
（１）理事長は演奏審査の結果各部門ごとに、上位の団体より代表権を与える。ただし、同一団体からの代表は１グループまでとする。１団体のみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
（２）各部門における代表数は全日本吹奏楽連盟コンテスト規定による。

（そ　の　他）

第１７条　アンサンブルコンテスト四国支部大会の実行委員会は主管県でこれを組織する。

第１８条　コンテスト実施にあたって第二事業部会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第１９条　参加グループは、参加分担金８，０００円を負担することとする。

第２０条　本大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

第２１条　本大会の役員は原則として次の通りとする。
名誉大会長・・・・・県知事・教育長等
大　会　長・・・・・理事長
副 大 会長・・・・・各県理事長・朝日新聞社
大 会 顧問・・・・・名誉顧問・顧問・相談役・監事
運営委員長・・・・・主管県より推薦
運 営 委員・・・・・各県第二事業部長
実行委員長・・・・・主管県より推薦
実 行 委員・・・・・主管県より推薦
大会事務局・・・・・事務局長・主管県事務局長

第２２条　全日本アンサンブルテスト四国支部大会役員は、その年度ごとに主管県の推薦により理事長が委嘱する。

第２３条　実行委員長は、担当副理事長（主管県理事長）および事務局長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第２４条　このコンテストの運営経費は次によってまかなわれる。
（１）全日本吹奏楽連盟補助金
（２）参加分担金・・・・参加団体より
（３）入場料
（４）その他・・・・・・広告料、撮影・録音・録画権料など

第２５条　会場内で演奏及び審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。

第２６条　このコンテストに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第２７条　出場の申し込みをしたグループの責任者（代理を認める）は実行委員会の定める代表者打ち合わせ会議に出席しなければならない。

第２８条　その他全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会開催上の細目については実行委員会において定める。

第２９条　この規定は全日本アンサンブルコンテスト規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第３０条　この規定は、平成２年４月２９日より施行する。

平成１０年４月２９日総会にて　第９条を改定する。
平成１６年４月２９日総会にて　第１４条を改定する。
平成１７年４月２９日全日本アンサンブルコンテスト実施規定改定に伴い、第１６条を改定する。
平成２１年４月２９日総会にて、第５、７条を改定する。
平成３０年４月２９日総会にて、第７、８、１２、１３、１４、１８、１９～３０条を改定する。
令和２年４月２９日総会にて、第１１条を改定する。
令和３年６月２７日理事会にて、第７条を改定する。
令和５年２月１１日理事会にて、第５、７条を改定する。
令和６年２月３日理事会にて、第７、９条を改定する。